**-------------------------**

**規則**

**-------------------------**

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年３月24日

高知県知事　濵田　省司

**高知県規則第19号**

**知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則**

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成２年高知県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第１条の次に次の１条を加える。

（死者に係る個人に関する情報の開示等）

**第１条の２**　条例第６条第１項ただし書の規定に基づき、個人に関する情報（死者に関するものに限る。）を開示することができる者は、次に掲げる者とする。

(１)　当該死者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は２親等以内の血族

(２)　当該死亡した未成年者又は成年被後見人の生前における法定代理人

(３)　前２号に掲げる者のほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年高知県条例第34号）第９条第１項の規定により置かれた高知県個人情報保護審議会（第３項において「審議会」という。）の意見を聴いて知事が認める者

２　前項に規定する者は、公文書の開示を請求するときは、知事に対し、次に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。

(１)　当該者に係る運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券その他これらに類する書類として知事が認めるもの

(２)　当該者に係る戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書その他その資格を証明する書類として知事が認めるもの

３　第１項の規定にかかわらず、知事は、当該情報を開示することにより当該死者の利益を害するおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該情報の全部又は一部について開示しないことができる。

４　第１項に規定する者は、知事に対し、当該死者に代わって訂正請求（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第90条第２項に規定する訂正請求をいう。以下この条において同じ。）及び利用停止請求（同法第98条第２項に規定する利用停止請求をいう。以下この条において同じ。）をすることができる。ただし、訂正決定等（同法第94条第１項に規定する訂正決定等をいう。）若しくは利用停止決定等（同法第102条第１項に規定する利用停止決定等をいう。）又は訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、同法及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例の定めるところによる。

５　前項の規定に基づく訂正請求及び利用停止請求に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第２条中「第６条第１項第２号ウ」を「第６条第１項第２号エ」に改める。

第３条第２項を削り、同条第３項中「第１項」を「前項」に改め、「又は前項の入力事項」を削り、同項を同条第２項とする。

第４条の３第３項中「第12条の２第３項」を「第12条の２第４項」に改める。

第５条第３項中「公文書等の写し等」を「公文書の写し等（条例第13条第３項の公文書を複写した物の写し等を含む。第７条第１項において同じ。）」に改める。

第７条を次のように改める。

（費用負担を要しない場合等）

**第７条**　条例第14条第１項ただし書の知事が別に定める場合は、既に公文書の写し等を交付した部分について、裁決又は判決に基づき開示する範囲を広げて再度開示する場合とする。

２　条例第14条第３項の知事が別に定める送付に要する費用は、郵便料金とする。

第８条を削り、第９条を第８条とし、同条の次に次の１条を加える。

（インターネットの利用による公表の方法）

**第９条**　条例第18条の規定によるインターネットを利用する方法による公表は、高知県のホームページにより行うものとする。

第10条及び別表を削る。

別記第10号様式中「第６条第１項第３号ただし書」を「第６条第１項第４号ただし書」に改める。

別記第11号様式中「第12条の２第３項」を「第12条の２第４項」に改める。

**附**　**則**

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前に開示決定等がされた公文書に係る公文書等の写し等の交付に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

３　令和４年度分に係る運用状況の公表の方法については、この規則による改正前の知事が管理する公文書の開示等に関する規則第10条の規定を適用する。

規　則

◎知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則